

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮原 秀夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び校正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永 規彦)
ホームページ	法人: http://www.nict.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html

中期目標期間 5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	<p>1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。</p> <p>2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> <p>* H23年度:平成23年度は第3期中期目標期間の初年度に相当し、第2期での研究開発成果・目標の継続性も重んじつつ、また新たな研究開発理念に基づく研究開発計画に従って研究開発を推進し、全体的には、初年度としての計画を十分達成し得たと評価することができる。</p> <p>第2期中期目標期間: NICTのミッションを踏まえ、5年間にわたる第2期中期目標期間の業務実績をみた場合、全体的にその目標を十分達成し得たと評価することができる。</p> <p>H22年度:平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度(5年目)に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。</p> <p>H21年度:総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。</p> <p>H20年度:平成20年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。</p> <p>H19年度:(H18年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたも</p>
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	A	A	A	A	A		
(2)研究開発計画	AA×4 A×10 B×3	AA×6 A×9 B×1	AA×4 A×11 B×1	AA×3 A×13	AA×3 A×14		
(3)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	AA	A	A	A	A		
(4)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	AA	A	B	A	A		
(5)その他						A	
(6)我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化						A	
(7)ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施						A	
2. 業務運営の効率化						B	
(1)組織体制の最適化	B	B	B	A	A		
(2)業務運営の効率化	A	B	A	A	A		
3. 予算、収支計画及び資金計画							
4. 短期借入金の限度額							
5. 不要財産又は不要財産となる事が見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画(第3期中期目標期間から)	A	A	A	A	A	A	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
6. 剰余金の使途							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	

別添 研究開発課題							のと評価できる。
1 ネットワーク基盤技術						AA×3 A×3	
2 ユニバーサルコミュニケーション基盤技術						AA×1 A×2	
3 未来ICT基盤技術						AA×1 A×3	
4 電磁波センシング基盤技術						AA×1 A×2	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 23 年度は第3期中期目標期間の初年度に相当し、第 2 期での研究開発成果・目標の継続性も重んじつつ、また新たな研究開発理念に基づく研究開発計画に従って研究開発を推進し、全体的には、初年度としての計画を十分達成し得たと評価することができる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
1 ネットワーク基盤技術 (2) 光ネットワーク	別添 1	<ul style="list-style-type: none"> ヘッダのみを光電気変換する光パケット構成と階層的自動アドレス構成技術に基づいた省電力ヘッダ処理機構の検討を進め、LSI 回路設計に反映させた。現状の光パケット・光パス統合ノード装置の拡張でノードが10Tbps のスループットを得るよう最適に構成した場合の消費エネルギーを見積り、既存の電気処理ノードと比べて10 倍程度エネルギー効率が良くなることを確認した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界最高レベルであるNICT の技術(光スイッチング、光アンプなど)を結集して実装した世界初の光パケット・光パス統合ノードを装置化(既存の電氣的処理に比べて10 倍程度のエネルギー効率向上)するとともに、JGN-X テストベッド上で4K 非圧縮映像の超高速転送を実証し、さらに光パスに切り替えて映像品質を担保する動態展示が世界的に注目されるなど、計画を大幅に上回る成果である。 <p style="text-align: right;">など</p>
3 未来 ICT 基盤技術 (3) 量子 ICT	別添 3	<ul style="list-style-type: none"> 量子暗号の高速化に必要な検出器-鍵蒸留基板間のインターフェース技術を確立させるために、超伝導光子検出器の読み出し回路と鍵蒸留基板への信号転送部の最適化に必要な雑音源の特定に取り組み、高速化に伴い新たな雑音(アフターパルス現象)が出現することを突き止め、従来技術では2.43%というビット誤り率となるところを1.36%に低減させることに成功した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> All Japan の体制を立ち上げ、量子暗号通信における基礎研究から実利用展開までをカバーする戦略研究開発を開始し、世界初となる「都市圏敷設ファイバネットワークでの波長多重量子鍵配送」に成功、従来比2 倍の208kbps を達成したことは高速化技術への大きな貢献であり、初期の目標を大幅に上回った成果であり大いに評価できる。また、偏波変動に対する安定動作技術の開発を行い、ビットレート×距離で世界記録を達成した点も大いに評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長: 戸谷 好秀)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長: 森永 規彦)
分科会名	統計センター分科会(分科会長: 佐藤 修三)
ホームページ	法人: http://www.nstac.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	AA	AA	AA	A	AA	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化	A	A	AA	AA	AA	AA	
(4)随意契約の見直し			A	A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組	A	A					
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×4 A×7	AA×3 A×10	AA×3 A×7 B×3	AA×5 A×6 B×1	AA×3 A×10	AA×4 A×6 B×1	
(2)受託製表	A×11 B×1	A×15 B×1	AA×3 A×9 B×1	AA×1 A×9 B×1	A×10	AA×1 A×8 B×1	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	A	A	AA	AA	AA	
(4)技術の研究	A	A	A	AA	A	AA	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護			A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他の業務運営							
(内部統制)					A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分			-	-	-	-	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進することとされているところ、項目別評価を総合すると、平成23年度においても、22年度に引き続き各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、概ね要求された品質で期限までに結果が提供されていると認められる。また、業務経費及び一般管理費の削減については、中期計画における目標数値(平成24年度までに85%以下、金額では約2.1億円以上の削減)を22年度に達成(69.4%、4.3億円の削減)しており、23年度においては更なる削減を図り、19年度に対し66.6%(4.7億円の削減)となっている。また、常勤役職員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末(平成19年度末)比94%以下」に対して、23年度に目標を達成している。
- 役職員の給与については、対国家公務員で97.9、対他法人で92.6となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 業務・システムの最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、22年度までにすべての施策は完了しており、23年度は効果比較年度の18年度に比べて約6.3億円を削減と、目標を1.6倍上回って達成している。
- また、新統計法に基づき平成21年度から新たに開始された公的統計の二次利用業務について、利用者のニーズ把握に取

り組むなど順調に業務が実施されていると認められる。製表業務に関する技術研究については、オートコーディングシステム及びデータエディティングシステムに関する研究が重点的に進められており、OCR機により認識されたデータを用いて直接産業大分類に格付する技術の研究を行っており、文字入力に係る経費及び処理期間の短縮を少なくし、オートコーディングシステムによる製表業務の更なる省力化が期待される。今後も、国勢調査及び経済センサス-活動調査における実用化に向けた研究が進められており、更なる省力化が期待される。

- さらに、人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められている。
- 以上のことから、全体としては、第2期中期目標期間（平成20～24年度）の4年目となる23年度において、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務・システムの最適化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 最適化計画では、平成18年度を最適化基準年とし、平成18年度から19年度までを最適化準備期間、平成20年度から23年度を最適化期間と設定している。このため、平成23年度が最適化計画の最終年度となることから、その達成状況等について整理を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、最適化計画の最終年度となることから、その達成状況を整理すると、経費においては、目標の年間経費を約3.9億円(36.8%)削減に対して、約6.3億円(59.6%)削減と、目標を1.6倍を上回って達成している。調達の面では、より一層の調達手続きの透明性を確保するとともに、幅広い事業者に対して参入機会を提供している。業務の面では、クライアント/サーバへの移行により、システム開発等の使用技術をオープン系技術に統一できたことから、人材育成の効率化、人材配置の柔軟性の実現が可能になったほか、PC仮想化技術の導入による利便性及び業務能率の向上、PC等台数の削減による管理作業等の省力化、事務室の省スペース化等にも寄与していることは高く評価でき、最適化計画実施による効果は、十分、現れている。 <p style="text-align: right;">など</p>
国勢調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年国勢調査では、調査票の提出方法に全封入提出方式を採用したほか、郵送提出方式及び一部にオンライン回答方式の導入等新しい調査手法に対応するとともに、調査手法の全面的な見直しに伴い、従来の地方事務の一部(産業大分類符号格付、市区町村コード格付等)を統計センターが一括して引き受けることになったため、三つ折り調査票を読み取れるOCR機の導入、民間委託の活用など新たな取組により、新しい調査手法と増大する業務量に対応している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に係る対応では、震災による被害状況を把握するために、被災自治体の要請による総務省統計局からの依頼により新たに行うこととなった小地域概数集計に対応するため、製表に係る要員及びスケジュールの調整、プログラムの早期開発、被災3県のデータチェック審査事務及び産業大分類符号格付事務の早期着手を実施したことなど、様々な要請に柔軟に対応したことは大いに評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
人事院給与局委託業務(国家公務員給与等実態調査、職種別民間給与実態調査、家計調査特別集計(標準生計費・各分位関係)、平成21年全国消費実態調査特別集計(標準生計費))	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴う対応として、震災の影響により、調査期間の変更、被災地域を中心に調査困難な地域の発生、調査票回収の遅延等が生じたことから、人事院給与局と、随時連絡、打合せ等をし、同局の要請にできるかぎり対応するように取り組み、集計スケジュールを見直す等、着実かつ円滑に業務を遂行した。 また、職種別民間給与実態調査については、人事院給与局の要請により、一部の統計表について、平成20年から22年までの結果から被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を除いた集計を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職種別民間給与実態調査において、人事院給与局の要請により、一部の統計表について、平成20年から22年までの結果から被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を除いた集計を実施するなど、同局の要請どおりに、柔軟に対応したことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

• 該当なし。

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:福井 健一)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号)第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。5 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/t_kikin/kikin_kohyo.html (※平成25年4月1日に解散したため、公表情報を総務省ホームページに掲載している) 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H23:目標を十分達成 H22:目標を概ね達成 H21:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成 H19:目標を概ね達成
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	A	A	A	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	B	
(4)随意契約の見直し			A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	A×2 B×2 C×1	—	
(2)調査研究	A×2	A×3	A×1 B×1	A×2	—	—	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	A×2 B×2	A×2 B×2	AA×1 A×3	A×4	A×4	—	
(4)書状等の贈呈事業	A×1 B×1	A×2 B×1	A	—	—	—	
(5)特別記念事業等	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×3	A×2 B×1	A	—	
(6)特別給付金支給事業					A×3 B×1 C×1	AA×1 A×3	
(7)その他の重点事項	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×4 B×2	AA×1 A×4	AA×1 A×3 C×1	A×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A	A	—	A	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×4	A×3 B×1	A×4	A×2 B×1 C×1	

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(中期計画全体の評価)

- 平成23年度における平和基金の取組の主眼は、平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業である。特別給付金については、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で処理を行い、法案立案時推計を上回る認定等を行ったこと、基金における慎重かつ適切な対応・申請者の負担軽減のための取組等を行ったこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられたこと、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められること、きめ細かな広報活動を適時に実施し、申請者掘り起こしの効果が認められること、標準審査期間の処理がほぼ実施されたこと等の成果が十分認められる。
- 一方で、平和基金の解散に向けた取組について、平和基金の積極的な取組みが必ずしも十分でなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。
- 以上であるが、平成23年度の平和基金の取組の主眼である特別給付金支給事業については成果が十分認められることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、「目標を十分達成」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
特別給付金の支給	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の特別給付金支給事業については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、 <ul style="list-style-type: none"> 外部委託の推進により基金における審査業務体制をより充実、 組織運営の効率化の観点から業務に見合った人員配置を実施、 種々の広報の実施、 請求期限である平成24年3月31日(土曜閉庁日)に、電話及び請求書持参者への対応のため職員5名が休日出勤、 するなど、業務量が変動する中、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制で基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約67,000人に対して、24年3月末までの受付累計件数は69,460件、認定累計件数は68,106件、支給累計件数は67,196件(188億円)となり、推計を大きく上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の特別給付金支給事業については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、臨時職員や外部委託の活用等により臨機応変に対応し、限られた体制の中で、累計受付件数等が法案立案時推計を上回ったこと、基金における慎重かつ適切な対応や申請者の負担軽減のための取組、申請者が亡くなった場合の相続人への迅速かつ丁寧な対応、適切な期末処理が行われたこと、基金に対するお礼の声も多数寄せられたこと、東日本大震災といった未曾有の混乱の中で避難先が不明であった対象者についてもすべて無事に届けることができたこと等を踏まえ、国民の期待を大きく上回って応えたと認められることに鑑み、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。
地方公共団体との連携	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 入ソ事実等の調査 <ul style="list-style-type: none"> 特別給付金支給に当たっては、強制抑留の事実の確認(軍歴の確認)と帰還月日の確認も必要。 特に、新規の申請者の場合、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会している。 また、都道府県で確認できない場合は、厚生労働省等に照会をかけることになるが、大半の案件については都道府県で確認できている。 平成23年度においては、44都道府県に対して767件の調査を依頼し、全件について回答を得ることができた。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等との連携については、以下のとおり連携が図られていると認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。 <ol style="list-style-type: none"> 入ソ事実等の調査については、44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得た。 地方公共団体等の広報誌やホームページへの掲載については、多くの地方公共団体等から協力を得ており、また地方公共団体等の自発的な請求案内があった。 地方公共団体等の広報担当者に対し、直接、特別給付金制度について丁寧に説明したほか、窓口担当者を介して請求の相談に対応した。
基金の解散に向けた取組	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 基金独自の取組 <ul style="list-style-type: none"> 理事を総括とする移行委員会及び作業部会を設け、特に保存文書の原議とデータの保存について検討を開始し、法人文書について保存・廃棄・整理を進めているとともに、情報システム・セキュリティ関係(PC・サーバー等)についてCIO補佐官と外部の担当者を交え3問題(引揚げ、抑留、恩欠)関係者のデータの保存の在り方の検討を含め、移管準備を行った。なお基金記録史については、運営委員会の委員及び開催状況、評価委員会分科会委員名簿及び分科会開催状況並びに23年度年度計画について掲載した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の解散に向けた取組について、以下のとおりであることから「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。 <ol style="list-style-type: none"> 解散に向けた取組については、総務省の指導を踏まえ、国へ承継する資産・債務の洗い出し等、引継ぎ内容等の洗い出し等を実施した。 しかしながら、解散に向けた「基金独自の取組」として挙げられている法人文書の保存・破棄・整理等については、独自に取り組むとしながら基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。 <p>今後は、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。 など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:浦野 道郎)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:益江 廣志)
ホームページ	法人: http://www.yuchokampo.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000023.html
中期目標期間	4年6か月間(平成19年10月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第一期中 期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 ※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	AA	AA	A	A	A	A	
(2)業務経費の削減	A	B,A	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	A,A	A×4	A×2	A	A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A	A×2	AA,A	AA,A	AA,A	
(3)監督方針の策定、確認等	B	A	—	—	—	—	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	A	B	A	A	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	B	A	A	A	
(6)情報の公表等	A	A	A	A	A	A	
(7)預金者等への周知	A	B	B	B	A	B	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1)施設及び整備に関する計画							
(2)適切な労働環境の確保	A	A,A	A	A	A	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	A	B	B	A	A	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	A	A	A	A	
(5)その他	C	A	A,A	A,A	A,A	A,A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.9.7)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 組織運営の効率化については、「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」による各課の業務量及び人員の配置状況の検証・見直しを実施しており、業務及び組織体制について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施している。
- 提供するサービスの質の確保について、郵便貯金管理業務においては、監督方針及び実地監査計画に基づき、委託先・再委託先の監督が行われており、委託先の監査の際に、再委託先に対する管理体制も点検し、必要に応じて改善を指導するなど、適切な監督に努めている。
- 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、郵便貯金・簡易生命保険のサービスに対する利用者の評価等に関する調査等により把握された利用者ニーズ等を踏まえて、役員等がイニシアティブを発揮し、機構のミッションがよりよく果たされ、業務が適正かつ効率的に遂行されるよう取り組んでいる。また、内部監査等の監査能力・技術向上のため、担当役職員を研修等に参加させるなど、役職員のイニシアティブを業務改善に生かす取組を行っている。 など
- 以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、中期目標を十分達成したものと考えられる

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
提供するサービスの 質の確保	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 業務品質の確保 <ol style="list-style-type: none"> 随時の確認 <p>現金過不足事故等、業務品質に関する事項のうち、重大な事案が発覚した場合は、直ちに報告を受け、その内容及び再発防止策について確認を行った。また、四半期ごとに取りまとめて傾向等を分析し、実地監査に活用した。</p> <p>平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生以降は、被災地の店舗の営業状況、非常取扱い（通帳、証書等を紛失した被災者 1 人につき 20 万円までの払戻し等）の実施数等を把握した。</p> 定期的な確認 <p>現金過不足事故以外の事案（後日支払い等）については毎月、その発生状況等の報告を受け、公社業務と比較し質の維持・向上が図られているかについて確認を行った。</p> <p>さらに、平成 23 年 12 月及び平成 24 年 5 月、現金過不足事故及び後日支払いの防止態勢について報告を受け、態勢の整備状況、改善策等について確認を行った。</p> 実地監査 <p>全ての監査先において、対応状況を点検し、必要に応じ改善指導した。</p> <p style="text-align: right;">など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の監督については、監督方針及び実地監査計画に基づき、スケジュールどおり、各重点確認項目の確認、指導、実地監査が行われており、再委託先の監督についても、委託先と同じ重点確認項目が定められ、実地監査が行われている。また、委託先の監査の際に、再委託先に対する管理体制も点検し、必要に応じて改善を指導している。 現金過不足事故は、ほとんどが不注意から起こるため、現金と証拠書の突合等の基本動作の徹底等に取り組み、その結果、事故件数は、前年度 304 件から今年度 185 件に、約 40%減少しており、大きな改善があったと評価できる。 など 機構の少ない人数による監督にもかかわらず、現金過不足事故件数、顧客情報関係の事故件数ともに約 40%も減少し、大震災への対応も適切であると認められることから、業務の有効性、効率性は非常に高いと評価できる。
預金者等への周知	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 預金者等への情報提供 <p>平成 20 年 2 月から、預入・据置期間経過後の郵便貯金残高を毎月把握し、機構のホームページに掲載して毎月更新し、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけている。</p> <p>平成 23 年度は、機構ホームページに、郵便貯金の権利消滅制度等に関する Q&A の掲載や民営化前に預けていただいた定期貯金は全て満期となっていること、毎年度の権利消滅額を明示すること等により早期受取りを促した。平成 24 年 2 月以降、民間銀行の休眠口座に関する報道が相次いだことから、郵便貯金の権利消滅制度に関する正確な報道により、預金者の早期払戻しが進むよう、報道機関の取材に対応した。</p> 預入期間が経過した郵便貯金及び受取未済の簡易生命保険の保険金等の早期受取り等を勧奨するため、次のとおり、従前の新聞広告等に加え、ラジオ広告を拡充するとともに、交通広告を新たに実施するなど、広報活動を充実・強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度は、預貯金者への個別周知について従来のタイミングに加え満期後 15 年目の通知を試行的に行い一定の効果を確認し次年度の取組につなげるとともに、住所変更が郵便物の住所変更とは別に必要であることが十分に知られていないとの調査結果を受け、この点を周知し、連絡先不明者の増加を抑える取組を行うなど、効果を検討しつつ事業が実施されている。預入期間を経過した郵便貯金、支払義務の発生した保険金等の残存状況を把握し、その状況を機構のウェブサイトを通じて周知するだけでなく、上記のように効率性、有効性を考慮しながら債務履行の促進が図られている。 なお、金利水準の影響を考慮する必要があるため、権利消滅額、睡眠貯金残高の金額の増減により周知の効果を測ることは容易ではないが、依然多額の権利消滅、睡眠貯金、未請求保険金があり、更なる効果的な周知方法の検討が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見 (H25.1.21) (個別意見)

- 貴委員会の評価結果をみると、郵便貯金管理業務に係る業務実績報告において、平成 23 年 10 月及び 11 月に発覚した再委託先の管理者（郵便局長等）による犯罪についての記載がある中で、「重大な 2 案件については、詳細な事実関係、発生原因の分析、犯罪防止策の強化策及び経営陣の認識について委託先及び再委託先に報告を求めた。今年度新たに追加された事故再発防止策としては、内部通報制度の活用促進、「防犯マンガ」の作成と配布、預かり証の存在の顧客への周知などがある」という事実と、現金過不足事故件数について、「事故件数は、前年度 304 件から今年度 185 件に、約 40%減少した」こと等をもって、AA 評定（中期目標を大幅に上回って達成）としている。
- しかしながら、委託先から提出された上記 2 案件の発生原因の分析においては、平成 22 年度に発生した同種の事故を踏まえて加えられた再発防止策が、必ずしも機能しなかった旨が報告されているが、これについて、評価結果においては、新たに追加された再発防止策についての記載はあるものの、これまでの再発防止策が機能しなかった理由及びそれに対する再発防止策の改善点までは言及されておらず、当該案件に関しては、本法人の有する業務委託者としての管理監督責任に対する評価が明確となっていない。
- 今後の評価において、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任について厳格に評価を行うべきである。

